

毎週月・水・金曜日発行（緊急事項は号外発行）
（休日の場合は繰下り）

（定価）
（金）
（百）
（円）

茨城県水戸市北三ノ丸一一九番地
発行人 茨 県

茨城県水戸市愛宕町二、一八二
印刷所 茨 城 県 印 刷 所

茨城県報

号 外

各種委員會告示

茨城県公安委員会告示第一号

道路交通取締法施行令施行規程（昭和二十八年茨城県公安委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

昭和二十九年一月二十五日

茨 城 県 公 安 委 員 会

第三条第一項中「自動車の最高速度は左の制限によらなければならない。」の下に「但し別にこれと異なる最高速度の標示のある道路においては、その制限に従わなければならない。」を加える。

備考

水戸市、土浦市、日立市及び古河市の各公安委員会においては、この告示と同文をもつてそれぞれ道路交通取締法施行令施行規程の一部を改正し、昭和二十九年一月二十五日付をもつて次のとおり告示した。

水戸市公安委員会告示第九号

土浦市公安委員会告示第一号

日立市公安委員会告示第十一号

古河市公安委員会告示第九号

茨城県公安委員会告示第二号

道路交通取締法施行令施行規程（昭和二十八年茨城県公安委員会告示第四号）第三条但書の規定により、自動車の最高速度を次のように定める。

昭和二十九年一月二十五日

茨 城 県 公 安 委 員 会

一 制限速度

道路交通取締法施行令（昭和二十八年政令第二百六十一号）第十五条第一項第

二 制限区間
一号及び第二号の自動車は、毎時三十キロメートル

多賀郡多賀町大字大久保字干拓地先から同大字下孫地内櫻川橋までその間一、七キロメートルの六号国道。

茨城県報

号 外

昭和二十八年一月二十五日

月曜日

（明治三十五年三月十七日）
第三種郵便物認可